

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成20年度末の受給権者数は、厚生年金2,907万人、国共済109万人、地共済254万人、私学共済33万人、国民年金2,743万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,593万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
20	29,072			1,094	2,543	328.7	27,433
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8
20	5.7			4.6	4.4	6.2	4.0

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表2-3-1）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね4～6%程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低くなっている。

平成20年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が6.2%増、厚生年金が5.7%増、国共済が4.6%増、地共済が4.4%増となっており、これまでに比べて伸び率が大きい。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.0%増となっている。

（受給者数）

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表2-3-2のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金	千人				
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778	-	282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503	-	294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233	-	305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074	-	319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005	-	335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315	《5.0》		879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305.2	26,949
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2	-	4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6	-	4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4	-	3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9	-	4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2	-	5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8
20	5.8			4.2	4.3	6.3	3.9

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(2) 年金種別別にみた状況

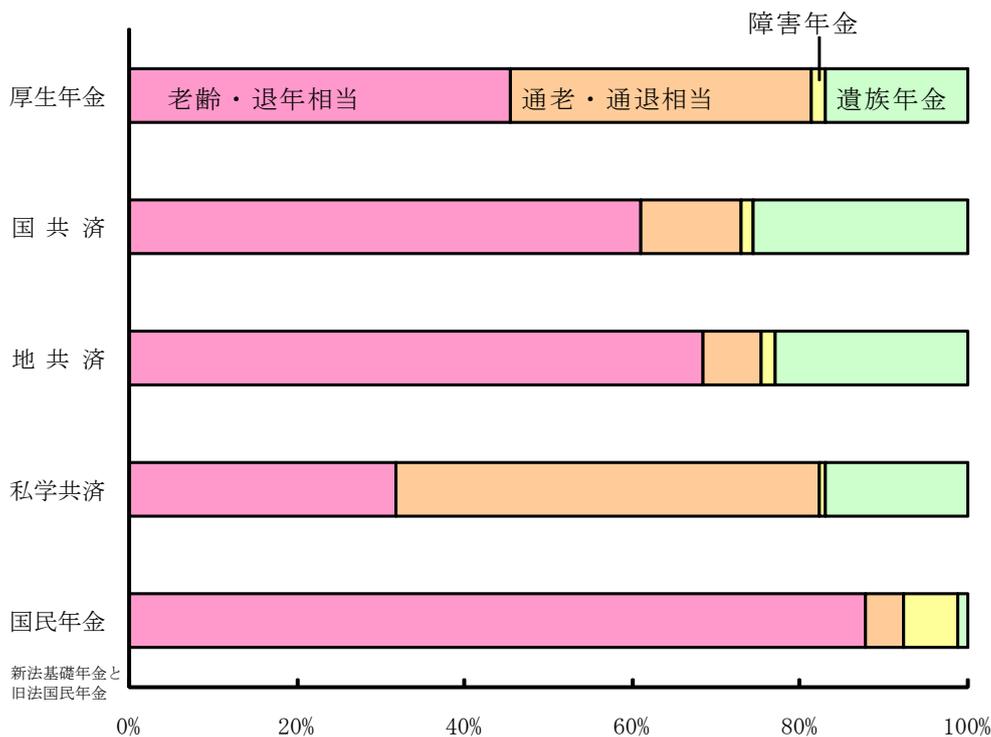
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-3 受給権者の年金種別別構成 —平成 20 年度末—



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-3、図表 2-3-4）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が4割弱という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれ

ぞれ6～7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（図表2-3-4）。

図表2-3-4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
	千人	千人	千人	千人	千人	
受給権者数						
計	29,072	1,094	2,543	328.7	27,433	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	13,236	668	1,746	105.0	24,111
	通老・通退相当	10,412	131	172	165.9	1,254
障害年金	516	15	43	2.3	1,763	
遺族年金	4,908	279	582	55.5	305	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	45.5	61.1	68.7	32.0	87.9
	通老・通退相当	35.8	12.0	6.8	50.5	4.6
障害年金	1.8	1.4	1.7	0.7	6.4	
遺族年金	16.9	25.5	22.9	16.9	1.1	
受給者数						
計	26,684	1,059	2,426	305.2	26,949	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	12,287	649	1,682	90.7	23,928
	通老・通退相当	9,485	128	166	157.1	1,250
障害年金	363	10	24	2.0	1,648	
遺族年金	4,549	272	554	55.3	123	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.0	61.3	69.3	29.7	88.8
	通老・通退相当	35.5	12.1	6.8	51.5	4.6
障害年金	1.4	0.9	1.0	0.7	6.1	
遺族年金	17.0	25.7	22.8	18.1	0.5	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.1%であり、一方、被用者年金では最も低い厚生年金、私学共済でも16.9%である。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ12.0%、6.8%でしかなく、他の被用者年金が30%以上（厚生年金35.8%、私学共済50.5%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済423ヶ月、地共済419ヶ月であり、厚生年金388ヶ月、私学共済384ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当32.0%に対し通老・通退相当が50.5%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており特徴的である（厚生年金は老齢・退年相当45.5%に対し通老・通退相当35.8%である。）。

(3) 年金総額

平成20年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金26兆4,550億円、国共済1兆7,725億円、地共済4兆7,179億円、私学共済3,035億円、国民年金17兆6,689億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-5）。国民年金の17兆6,689億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で50兆9,179億円である。

図表2-3-5 年金種別別にみた年金総額 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金	公的年金制度全体	
						新法基礎年金と旧法国民年金		
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	187,323	13,216	36,985	2,008	239,531	156,055	395,587
	通老・通退相当	24,176	324	729	590	25,819	2,749	28,568
障害年金	4,365	192	601	25	5,182	15,628	20,810	
遺族年金	48,687	3,988	8,865	413	61,952	2,257	64,209	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.8	74.6	78.4	66.1	72.0	88.3	77.7
	通老・通退相当	9.1	1.8	1.5	19.4	7.8	1.6	5.6
障害年金	1.6	1.1	1.3	0.8	1.6	8.8	4.1	
遺族年金	18.4	22.5	18.8	13.6	18.6	1.3	12.6	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	249,461	17,241	45,520	2,743	314,965	173,646	488,611	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	176,885	12,886	35,911	1,755	227,436	155,031	382,468
	通老・通退相当	22,450	312	700	554	24,016	2,741	26,758
障害年金	2,961	124	355	22	3,461	14,665	18,126	
遺族年金	47,165	3,914	8,554	412	60,046	1,208	61,254	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.9	74.7	78.9	64.0	72.2	89.3	78.3
	通老・通退相当	9.0	1.8	1.5	20.2	7.6	1.6	5.5
障害年金	1.2	0.7	0.8	0.8	1.1	8.4	3.7	
遺族年金	18.9	22.7	18.8	15.0	19.1	0.7	12.5	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると、48兆8,611億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%台を占める。ただし私学共済は66.1%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が19.4%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が18～23%（私学共済のみ13.6%）、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.3%と小さく、障害年金は8.8%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースで見ても特に変わりはない。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成20年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,324万人、国民年金2,411万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済67万人、地共済175万人、私学共済11万人であった（図表2-3-6）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.2%、次いで地共済32.9%、厚生年金31.4%、国共済16.3%の順となっている。国民年金は56.8%である。

平均年齢は、各制度とも71～74歳程度である。私学共済が71.0歳で最も低く、国民年金が74.0歳で最も高くなっている。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数26,904千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-6 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 13,236	千人 668	千人 1,746	千人 105.0	千人 24,111	千人 26,904
男性	9,080	559	1,171	63.9	10,416	〔 老齢基礎 年金等受 給権者数 〕
女性	4,157	109	574	41.1	13,695	
女性割合(%)	31.4	16.3	32.9	39.2	56.8	
平均年齢 計	歳 71.2	歳 73.4	歳 72.6	歳 71.0	歳 74.0	
男性	70.8	73.2	72.5	70.4	73.0	
女性	72.2	74.5	73.0	72.0	74.7	

注 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

(平均年金月額)

平均年金月額^注（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-7）、地共済が最も高く 21.2 万円、次いで国共済 20.1 万円、私学共済 19.7 万円、厚生年金 15.6 万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
 - ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
 - ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること
- 等に留意する必要がある。

図表 2-3-7 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成 20 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936	
男性	178,325	205,912	223,675	218,177	58,965	
女性	106,489	175,010	188,887	165,409	50,111	
女(男=100)	59.7	85.0	84.4	75.8	85.0	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	388	423	419	384	342	
男性	428	427	434	396	382	注2 〔老齢基礎 年金平均 年金月額〕
女性	300	405	389	365	312	
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	164,446	218,857	227,001	213,932	57,977	5.8万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。
○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済 22.7 万円、国共済 21.9 万円、私学共済 21.4 万円、厚生年金 16.4 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.4 万円（表中「53,936 円」）である。

（女性の平均年金月額　－男女間の差が小さい国共済、地共済－）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-7）、厚生年金は 10.6 万円であり男性（17.8 万円）の 59.7% とほぼ 6 割弱の水準であるのに対し、国共済は 17.5 万円であり男性（20.6 万円）の 85.0% の水準、地共済は 18.9 万円であり男性（22.4 万円）の 84.4% の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額 of 男女間の差が小さいためと考えられる。

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-8である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成20年度末で厚生年金16.9万円、国共済21.7万円、地共済22.5万円、私学共済22.3万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、63～64歳では、厚生年金が15.7～15.9万円、国共済が20.1～20.9万円、地共済が20.8～21.6万円、私学共済が18.0～19.3万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～62歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、平成20年度中に60歳に到達する者及び61歳、62歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）、すなわち20年度末に60歳～62歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

図表 2-3-8 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成20年度末—

(単位:円)

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		117,934 〔155,766〕	164,784 〔200,860〕	176,538 〔212,228〕	159,289 〔197,468〕	
新 法 部 給 分	60歳未満	165,685	96,428	131,751		
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	84,269 〔…〕	120,596 〔120,932〕	132,280 〔132,751〕	117,680 〔117,824〕	
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	100,895 〔…〕	124,195 〔124,842〕	145,210 〔146,630〕	118,050 〔118,218〕	
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	102,410 〔…〕	125,716 〔126,164〕	146,476 〔147,278〕	118,408 〔118,540〕	
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	156,958 〔…〕	200,517 〔201,012〕	207,667 〔208,391〕	179,412 〔179,531〕	
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	158,693 〔…〕	208,547 〔208,757〕	215,513 〔215,805〕	193,012 〔193,061〕	
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	110,062 〔169,297〕	153,493 〔217,311〕	161,249 〔225,033〕	165,115 〔223,115〕	
	旧法部分	161,983	200,082 164,181	229,354 152,113	175,796 139,070	
	男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		138,223 〔178,325〕	168,966 〔205,912〕	185,008 〔223,675〕	177,916 〔218,177〕
新 法 部 給 分	60歳未満	178,176	101,218	153,004		
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	99,702 〔…〕	123,252 〔123,612〕	137,147 〔137,636〕	129,289 〔129,403〕	
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	102,046 〔…〕	127,025 〔127,720〕	154,456 〔156,008〕	129,789 〔129,954〕	
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	105,093 〔…〕	128,391 〔128,861〕	157,371 〔157,217〕	131,147 〔131,255〕	
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	180,232 〔…〕	207,604 〔208,134〕	221,591 〔222,397〕	195,979 〔196,110〕	
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	183,656 〔…〕	215,650 〔215,857〕	230,654 〔230,967〕	212,132 〔212,176〕	
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	132,073 〔193,553〕	157,823 〔221,969〕	171,190 〔236,018〕	185,989 〔245,499〕	
	旧法部分	206,156	207,793 166,815	246,142 179,950	208,401 150,518	
	女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		73,616 〔106,489〕	143,382 〔175,010〕	159,268 〔188,887〕	130,357 〔165,409〕
新 法 部 給 分	60歳未満	66,219	78,480	105,664		
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	45,427 〔…〕	103,097 〔103,274〕	122,266 〔122,701〕	96,628 〔96,824〕	
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	97,964 〔…〕	105,287 〔105,620〕	125,388 〔126,526〕	96,353 〔96,521〕	
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	95,472 〔…〕	108,029 〔108,335〕	125,973 〔126,643〕	94,538 〔94,713〕	
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	95,043 〔…〕	162,672 〔162,977〕	180,493 〔181,057〕	149,037 〔149,128〕	
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	93,833 〔…〕	168,470 〔168,688〕	184,378 〔184,627〕	155,407 〔155,447〕	
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	58,893 〔112,910〕	129,726 〔191,649〕	136,082 〔197,243〕	130,285 〔185,937〕	
	旧法部分	109,542	173,001 96,151	209,258 119,906	161,315 130,426	

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

(平均年金月額推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると(図表2-3-9)、被用者年金では、平成20年度の対前年度増減率が、厚生年金1.5%減、国共済1.4%減、地共済1.4%減、私学共済1.7%減となり、各制度で減少した。

一方、国民年金の平均年金月額(新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均)は増加を続けており、平成20年度は対前年度0.7%の増加で、53,936円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額をみると、被用者年金では減少傾向が続いている。

図表2-3-9 平均年金月額の推移 —老齢・退年相当—

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9
18	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.5	0.5
19	△ 2.9	△ 2.1	△ 2.5	△ 2.7	0.7
20	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.7	0.7

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9
18	△ 3.0	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.5
19	△ 4.6	△ 3.1	△ 3.4	△ 3.8
20	△ 2.8	△ 2.3	△ 2.3	△ 2.5

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均加入期間 —各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸び—)

次に、平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみる（図表2-3-10）。

平均加入期間は各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は平成7年度以降でみて、平成7年度の241ヶ月から平成20年度の342ヶ月まで、年6～10ヶ月の増加となっている。

この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2～4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表 2-3-10 平均加入期間の推移 — 老齢・退年相当 —

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成	月	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353		241
8	350	410	405	355		251
9	354	411	407	357		260
10	357	412	408	360		268
11	360	414	408	362		276
12	364	413	410	366		284
13	367	416	410	368		292
14	371	417	411	371		300
15	374	418	413	374		307
16	377	419	414	376		314
17	380	420	415	378		322
18	382	421	416	381		329
19	385	422	418	382		336
20	388	423	419	384		342
対前年度増減差						
8	3	0	0	2		10
9	4	1	2	2		9
10	3	1	1	3		8
11	3	2	0	2		8
12	4	△1	2	4		8
13	3	3	0	2		8
14	4	1	1	3		8
15	3	1	2	3		7
16	3	1	1	2		7
17	3	1	1	2		8
18	2	1	1	3		7
19	3	1	1	1		7
20	3	1	1	2		6

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

①給付乗率

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

②物価スライド

- ・ 平成15、16、18年度の減少については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%の引下げであったこと

- ・平成 8、9、12～14、17、19、20 年度については、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額が増加要因とならなかったこと

③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・平成 13 年度の減少については、13 年度中に 60 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられており、13 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成 14、15 年度については、当該年度中に 60 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ 61 歳、62 歳となっているが、年度末に 60 歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は 13 年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- ・平成 16 年度の減少については、16 年度中に 61 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられており、16 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること（14、15 年度の状況とは異なり、61 歳の者（厚生年金は男性のみ）についても新たに定額部分のない年金になった。）

※平成 17 年度及び共済年金各制度の 18 年度については、年度末に 60 歳、61 歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は 16 年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- ・厚生年金の平成 18 年度の減少については、18 年度中に 60 歳に到達する女性から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられており、18 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

- ・平成 19 年度の減少については、19 年度中に 62 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられており、19 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成 20 年度については、年度末に 60 歳～62 歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は 19 年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来、財政状況把握の一助とするため、制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成してきた。また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率を作成している。

今回から、収支比率に替えて、「保険料比率」という新たな指標を導入し、分析を行っている。なお、従来の収支比率についても、参考として併せて掲載している。

(1) 財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まっていく）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出—国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出—国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である^注。「実質的な支出—国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出—国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\begin{aligned} \text{独自給付に関する支出} &= \text{実質的な支出－国庫・公経済負担} \\ &\quad - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注} \end{aligned}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○保険料比率

保険料比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分のどの程度を保険料収入だけで賄えるかを示した指標であり、保険料収入の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する百分比である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}} \times 100$$

保険料比率が100%以上なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用収入等、他の収入で賄わなければならない状況にある。

○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入＋運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)＋国庫・公経済負担＋追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

= 老齢費用率 + 障害費用率 + 遺族費用率 + その他（拠出金）の費用率

(2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

平成20年度末の年金扶養比率は、私学共済が4.49で最も高く、次いで厚生年金2.60、地共済1.69、国共済1.58の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.55である（図表2-4-1）。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 ー平成20年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	34,445	1,053	2,946	472.0	68,530
老齢・退年相当	13,236	668	1,746	105.0	26,904
年金扶養比率	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55

注1 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が1.92、地共済が2.05である。
なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあっては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主（国又は地方公共団体等）負担であって、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると（図表2-4-2）、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、毎年度0.2ポイント以上低下する状況であった。平成17、18年度は低下幅が小さかったが、19、20年度は0.2ポイント前後低下している。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね0.2ポイント前後低下している状況であった。平成16年度以降は被保険者数が増加した影響で、0.1ポイント以下の低下に留まっていたが、20年度は0.14ポイントの低下であった。一方、国共済や地共済では、毎年度0.1ポイント以下の低下となっており、低下幅が小さい。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
20	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55
対前年度増減差					
8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.67	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.13
11	△ 0.23	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.21	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.09	△ 0.33	△ 0.13
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.07	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.16	△ 0.05	△ 0.08	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.10	△ 0.03	△ 0.08	△ 0.21	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.12	△ 0.09
18	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.14	△ 0.10
19	△ 0.08	△ 0.06	△ 0.10	△ 0.21	△ 0.10
20	△ 0.14	△ 0.04	△ 0.10	△ 0.18	△ 0.12

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

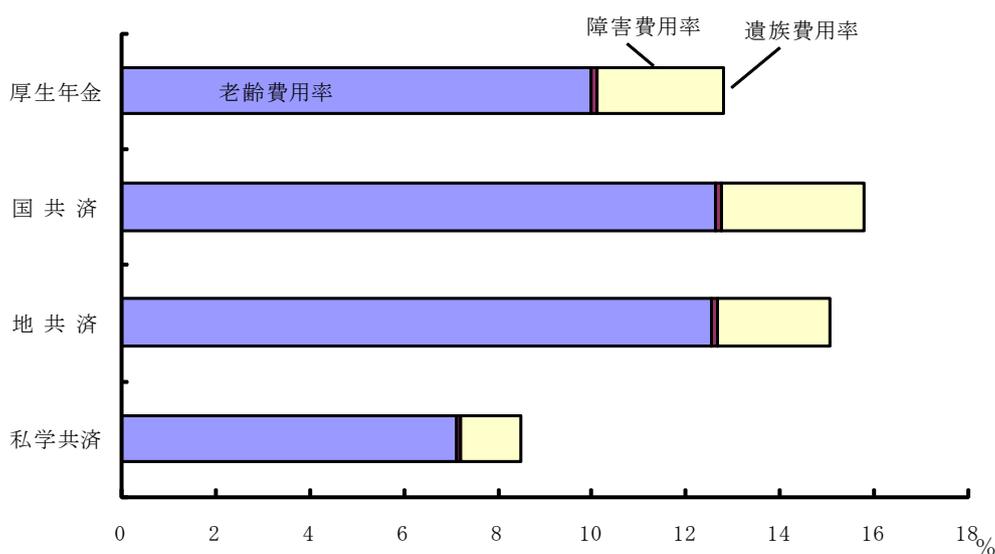
平成20年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-3、2-4-4）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ10.0%、0.1%、2.7%、国共済は12.7%、0.1%、3.0%、地共済は12.5%、0.1%、2.4%、私学共済は7.2%、0.1%、1.3%となっている。

図表2-4-3 年金種別費用率 —平成20年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	10.0	12.7	12.5	7.2
障害費用率	0.1	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.7	3.0	2.4	1.3
(参考：総合費用率)	18.2	19.9	19.2	12.7

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-4 年金種別費用率 —平成20年度—



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-5のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-6である。老齢費用率の構成割合をみると、厚生年金で減少する傾向がみられる。なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-5 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	10.3	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
	<11.9>	<0.2>	<3.2>	<16.9>	<0.2>	<4.0>

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
	<16.8>	<0.2>	<3.2>	<9.4>	<0.1>	<1.7>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-6 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.7	0.9	14.0	63.1	0.6	13.0
17	57.3	0.9	14.2	62.6	0.6	13.4
18	56.5	0.8	14.4	63.3	0.6	14.0
19	55.5	0.8	14.6	63.6	0.6	14.1
20	54.9	0.8	14.6	63.5	0.6	15.2

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0
18	65.2	0.7	11.6	57.3	0.6	10.1
19	65.5	0.7	11.9	57.0	0.6	10.0
20	65.4	0.7	12.4	56.2	0.6	10.2

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

(3) 総合費用率

平成20年度の総合費用率は、国共済が最も高く19.9%、次いで地共済19.2%、厚生年金18.2%、私学共済12.7%の順となっている（図表2-4-7）。

図表2-4-7 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3 <20.7>	17.4 <23.3>	14.4 <19.1>	11.3 <15.2>
16	17.8 <21.3>	17.1 <23.0>	15.4 <20.6>	11.5 <15.5>
17	17.8 <21.4>	16.7 <22.4>	16.2 <21.6>	11.8 <15.7>
18	17.9 <21.4>	17.6 <23.5>	16.8 <22.4>	12.0 <16.0>
19	17.9 <21.4>	18.7 <25.1>	17.6 <23.5>	12.4 <16.4>
20	18.2 <21.7>	19.9 <26.6>	19.2 <25.6>	12.7 <16.8>
対前年度増減差				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.7>
10	<1.2>	<0.3>	<1.1>	<0.7>
11	<0.6>	<0.9>	<0.8>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.8>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15	…	…	…	…
	<0.9>	<1.2>	<1.6>	<1.0>
16	0.5 <0.7>	△ 0.2 <△0.3>	1.1 <1.5>	0.3 <0.3>
17	0.0 <0.0>	△ 0.4 <△0.6>	0.8 <1.0>	0.2 <0.3>
18	0.0 <0.1>	0.9 <1.1>	0.6 <0.8>	0.2 <0.2>
19	△ 0.0 <△0.0>	1.2 <1.5>	0.8 <1.2>	0.4 <0.4>
20	0.3 <0.3>	1.2 <1.5>	1.5 <2.1>	0.4 <0.4>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表2-4-9参照。

なお、平成15年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成15年度前と以後とでは接続しないことに留意する必要がある。本稿では、過去との比較のため、参考として平成15年度以降の標準報酬月額ベースでの率も併記している。

総合費用率の推移をみると、国共済、地共済、私学共済では概ね上昇傾向にある。一方、厚生年金は近年横ばいとなっていたが、20年度には上昇した。

制度別に詳しくみると、厚生年金の総合費用率は、標準報酬月額ベースで平成7年度の13.7%から平成16年度の21.3%（総報酬ベースでは17.8%）まで、9年間で7.6ポイントと大きく上昇した後、横ばいの状況が続いていたが、20年度には0.3ポイント上昇した。また、私学共済では、被保険者の適用拡大の影響で標準報酬総額が大きく伸びた平成14年度を除き、上昇傾向が続いている。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあり高い水準で推移してきたが、平成16年度、17年度と2年連続で低下し、18年度以降は再び上昇している。この2年連続の低下の要因は、平成16年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整拠出金制度が導入され、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている（16年度は1年度分の2分の1に相当する額、17年度以降は1年度分）ことにある。この財政調整拠出金により国共済の実質的な支出の規模が縮小し、総合費用率が低く抑えられており、財政調整の影響を除けば上昇傾向が続いていると考えられる。一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により若干高めになっているほか、ここ数年標準報酬総額の減少幅が大きくなっており、総合費用率の上昇に寄与している。また、平成20年度は、国共済と地共済の総合費用率が大きく上昇しているが、当時提出されていた被用者年金一元化法案に従って追加費用が削減されることを前提に予算が組まれたため、20年度の追加費用が大きく減少していることが影響している。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表2-4-8）、平成20年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表 2-4-8 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

(厚生年金相当部分に係る総合費用率)

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると（図表 2-4-9）、平成 20 年度では、厚生年金（実績推計）の 19.0%に比べ、国共済は 0.9 ポイント、地共済は 1.5 ポイント、私学共済は 7.2 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-9 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
	%	%	%	%	%
平成 10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>
16	15.9	14.2	10.7	17.8	18.6
	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.3>
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.7
	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.4>	<22.4>
18	16.5	15.3	11.2	17.9	18.6
	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<21.4>	<22.3>
19	17.5	16.0	11.5	17.9	18.6
	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<21.4>	<22.2>
20	18.1	17.5	11.8	18.2	19.0
	<24.2>	<23.4>	<15.6>	<21.7>	<22.7>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 < >は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成20年度の独自給付費用率は、厚生年金が12.8%、国共済が15.8%、地共済が15.5%と10%を超える率となっている一方で、私学共済は8.8%と低くなっている(図表2-4-10)。

独自給付費用率の推移をみると、近年では、厚生年金が横ばい、地共済、私学共済が上昇傾向となっている。国共済は、平成16年度と17年度に財政調整拠出金制度の導入の影響で低下したが、その影響を除くと概ね上昇傾向にある。対前年度増減差をみると、平成20年度は、厚生年金が0.1ポイント、国共済が1.1ポイント、地共済が1.4ポイント、私学共済が0.2ポイントの上昇となっている。国共済と地共済の上昇幅が大きいですが、追加費用の減少が影響している他、地共済では標準報酬総額の減少も寄与している。

図表 2-4-10 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6 <15.1>	13.7 <18.4>	11.3 <15.0>	8.0 <10.9>
16	12.9 <15.5>	13.2 <17.7>	12.1 <16.2>	8.0 <10.7>
17	12.9 <15.5>	12.9 <17.2>	13.0 <17.3>	8.2 <11.0>
18	12.8 <15.4>	13.7 <18.4>	13.5 <18.0>	8.5 <11.3>
19	12.7 <15.2>	14.7 <19.7>	14.2 <18.9>	8.6 <11.4>
20	12.8 <15.2>	15.8 <21.1>	15.5 <20.7>	8.8 <11.6>
対前年度増減差				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.2>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.1>	<0.9>	<0.5>
11	<0.3>	<0.6>	<0.6>	<0.4>
12	<0.7>	<0.4>	<0.5>	<0.4>
13	<0.8>	<0.6>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<△0.0>
15
	<0.6>	<0.9>	<1.3>	<0.8>
16	0.4 <0.4>	△ 0.5 <△0.7>	0.8 <1.2>	△ 0.0 <△0.1>
17	△ 0.0 <△0.0>	△ 0.3 <△0.5>	0.9 <1.1>	0.2 <0.3>
18	△ 0.1 <△0.1>	0.9 <1.1>	0.6 <0.8>	0.2 <0.3>
19	△ 0.1 <△0.2>	1.0 <1.3>	0.6 <0.9>	0.2 <0.2>
20	0.1 <0.1>	1.1 <1.4>	1.4 <1.8>	0.2 <0.2>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 5.4%、次いで国共済 4.1%、私学共済 3.9%、地共済 3.7%の順となっている（図表 2-4-11）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる。

平成19年度と比べると、各制度とも0.1～0.2ポイント上昇している。

図表 2-4-11 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7	3.7	3.1	3.2
	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	4.9	3.9	3.3	3.5
	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	4.9	3.9	3.3	3.6
	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
18	5.1	3.8	3.3	3.6
	<6.1>	<5.1>	<4.4>	<4.7>
19	5.2	4.0	3.5	3.7
	<6.2>	<5.4>	<4.6>	<4.9>
20	5.4	4.1	3.7	3.9
	<6.5>	<5.5>	<4.9>	<5.2>
対前年度増減差				
8	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
10	<0.3>	<0.3>	<0.2>	<0.2>
11	<0.4>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.2>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<△0.1>
15
	<0.3>	<0.3>	<0.3>	<0.2>
16	0.2	0.3	0.2	0.3
	<0.2>	<0.4>	<0.3>	<0.4>
17	0.0	△ 0.1	△ 0.0	0.0
	<0.0>	<△0.1>	<△0.1>	<△0.0>
18	0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0
	<0.2>	<△0.0>	<0.0>	<△0.0>
19	0.1	0.2	0.2	0.2
	<0.1>	<0.2>	<0.3>	<0.2>
20	0.2	0.1	0.2	0.2
	<0.2>	<0.1>	<0.3>	<0.2>

注 < >は標準報酬月額ベースである。

(5) 保険料比率及び収支比率

平成20年度の保険料比率は、私学共済が最も高く93.1%、次いで厚生年金79.8%、地共済75.7%、国共済75.0%、国民年金（国民年金勘定）74.1%の順である（図表2-4-12）。すべての制度で、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が保険料収入より多くなっており、運用収入や積立金の取崩し等により財源を賅っている状況である。

保険料比率の推移をみると、近年では、厚生年金と私学共済が上昇傾向、その他の制度で低下傾向にある。

また、収支比率の推移は、図表2-4-13のとおりである。

図表2-4-12 保険料比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	111.9	96.3	123.5	121.4	117.5
8	107.1	96.0	126.3	118.4	144.5
9	106.8	98.9	126.5	115.6	118.8
10	99.1	97.0	117.1	109.5	113.0
11	95.5	92.7	110.7	104.5	114.3
12	90.5	89.9	105.0	99.0	109.1
13	86.2	87.2	101.3	95.8	100.4
14	82.8	84.7	96.4	95.8	94.0
15	76.2	82.9	90.6	93.2	95.0
16	74.3	84.3	85.3	90.9	92.0
17	75.6	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	75.0	75.7	93.1	74.1
対前年度増減差					
8	△ 4.8	△ 0.3	2.7	△ 2.9	△ 13.4
9	△ 0.3	2.9	0.3	△ 2.8	12.6
10	△ 7.8	△ 1.9	△ 9.4	△ 6.1	3.9
11	△ 3.6	△ 4.3	△ 6.4	△ 5.0	△ 0.3
12	△ 5.0	△ 2.8	△ 5.8	△ 5.5	4.9
13	△ 4.3	△ 2.7	△ 3.7	△ 3.2	9.0
14	△ 3.5	△ 2.5	△ 4.9	0.0	7.5
15	△ 6.5	△ 1.8	△ 5.8	△ 2.6	0.9
16	△ 1.9	1.4	△ 5.2	△ 2.3	△ 3.0
17	1.3	2.7	△ 2.1	0.8	△ 6.3
18	1.8	△ 3.6	△ 0.8	1.0	△ 6.7
19	2.0	△ 4.4	△ 2.0	0.3	△ 1.0
20	0.5	△ 4.0	△ 4.7	0.1	△ 4.0

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-13 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	90.5	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	124.3	98.3	93.5	86.8	103.1
	[113.1]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	121.3	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.7]	[79.1]	[57.9]	[65.5]	[87.6]
18	115.2	95.6	80.0	76.1	114.6
	[107.4]	[96.4]	[83.4]	[73.2]	[109.8]
19	117.2	99.6	89.1	84.0	120.9
	[161.9]	[132.6]	[234.3]	[178.1]	[153.5]
20	116.3	114.5	112.5	92.8	127.0
	[203.6]	[196.5]	[1,176.2]	[511.4]	[204.2]
対前年度増減差					
8	3.4	0.9	0.2	3.2	△ 13.4
9	1.3	△ 0.2	0.4	2.1	12.6
10	6.8	5.1	5.5	3.9	3.9
11	4.3	4.3	1.3	2.8	△ 0.3
12	5.6	4.3	8.1	7.0	4.9
13	6.7	5.8	5.5	4.9	9.0
14	7.6	2.1	6.1	3.8	7.5
	[16.9]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.7	5.1	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.3]	[△22.8]
16	7.1	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.8]	[5.6]	[12.9]	[△4.3]	[9.9]
17	△ 3.0	△ 5.3	△ 10.8	△ 12.8	5.9
	[△22.4]	[△17.7]	[△25.2]	[△13.0]	[△7.9]
18	△ 6.1	2.7	△ 2.8	2.1	5.6
	[16.6]	[17.3]	[25.5]	[7.7]	[22.2]
19	2.0	4.0	9.2	8.0	6.3
	[54.5]	[36.2]	[150.9]	[104.9]	[43.7]
20	△ 0.9	14.9	23.4	8.8	6.1
	[41.7]	[63.9]	[941.9]	[333.3]	[50.7]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

(6) 積立比率

平成20年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く10.1、次いで私学共済9.9、国共済6.3、厚生年金4.5、国民年金（国民年金勘定）3.5の順となっている（図表2-4-14）。平成20年度は、19年度に比べ全制度で低下している。

また、時価ベースでは、厚生年金4.6、国共済6.4、地共済10.0、私学共済9.8、国民年金3.6となっている。簿価ベースと同様、平成19年度に比べ全制度で低下しており、特に地共済の低下幅が大きい。

図表 2-4-14 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	年	年	年	年	年
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.2	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
18	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
	[5.2]	[7.4]	[11.2]	[10.8]	[4.0]
19	4.7	6.7	10.5	10.1	3.7
	[5.0]	[7.0]	[11.1]	[10.6]	[3.9]
20	4.5	6.3	10.1	9.9	3.5
	[4.6]	[6.4]	[10.0]	[9.8]	[3.6]
対前年度増減差					
8	△ 0.1	△ 0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.3
12	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.3	0.1
13	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△0.3]	[△0.2]			[△0.2]
16	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.0]	[0.2]	[△0.3]	[△0.1]	[0.0]
17	△ 0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4
	[0.0]	[0.2]	[△0.2]	[△0.0]	[△0.3]
18	△ 0.3	△ 0.3	0.0	0.0	△ 0.5
	[△0.0]	[△0.1]	[0.5]	[0.2]	[△0.3]
19	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.1]	[△0.4]	[△0.1]	[△0.2]	[△0.1]
20	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.2
	[△0.5]	[△0.6]	[△1.1]	[△0.8]	[△0.4]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。

5 被保険者及び受給権者のコーホート分析

(1) 被保険者のコーホート分析

被保険者について、年齢別のコーホート（同じ生年度の集団）に着目して、被保険者数や1人当たり標準報酬月額、1人当たり標準賞与額の動向を分析する。

ここでいう年齢別コーホートは、例えば、平成19年度末に19歳であった者の集団が20年度末に20歳になるまでの動きを捉えるものであり、20年度末の年齢（例の場合は20歳）を基準として表記することとする。

年齢別被保険者数のコーホート増減率をみると（図表2-5-1）、被用者年金では、平成20年度末に20歳代前半となるコーホートで各制度とも大きく増加しており、大学や短大等を卒業して新たに被用者年金に加入する者が多い状況が反映されている。各制度で最も大きく増加しているのは、厚生年金男性、国共済、地共済が23歳、厚生年金女性、私学共済が21歳となっている。逆に、国民年金の第1号被保険者は、学生等が就職していくことを反映して20歳代前半のコーホートを中心に大きく減少している。

厚生年金の女性と私学共済では、結婚や出産・育児の影響等で、それぞれ25～37歳、26～32歳のところで減少している。その後の年齢では徐々に増加しており、出産・育児等を経て再び就業しはじめる状況がうかがえる。一方、国民年金の第3号被保険者は30歳まで二桁の増加となっている他、30歳代前半のコーホートでの伸びも大きい。

60歳代前半及び後半のコーホートは、各制度とも大きく減少しており、被用者が退職などにより次第に脱退していく様子がうかがわれる。制度別にみると、厚生年金では男性が60歳、63歳、65～66歳、女性が60歳、65～66歳での減少が大きい。国共済では61歳、64歳、66歳で、地共済では61歳、66～67歳、69歳において40%を超える大きな減少となっている。私学共済では66歳での減少が大きい。他制度に比べ60歳代前半のコーホートで減少が小さくなっている。

また、厚生年金の女性では50歳、私学共済では55歳までの各コーホートで増加傾向となっているのに対して、厚生年金の男性では30歳、国共済では39歳から減少傾向がみられるなど、制度により特性が異なる面もうかがわれる。

図表 2-5-1 年齢別被保険者数のコーホート増減率
(平成19年度末→平成20年度末)

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				第1号	第3号
	%	%	%	%	%	%	%
20歳	8.8	20.7	4.4		52.4		
21歳	35.8	78.7	12.1	101.1	3823.5	△ 13.7	115.5
22歳	12.6	13.6	17.7	74.2	32.5	△ 8.5	41.4
23歳	61.2	51.7	46.5	164.3	49.3	△ 34.0	51.5
24歳	13.0	3.8	10.7	40.6	1.6	△ 15.5	29.1
25歳	9.6	△ 0.3	7.0	17.3	3.9	△ 13.9	55.0
26歳	4.0	△ 2.7	3.5	13.1	△ 5.0	△ 8.3	31.6
27歳	1.4	△ 3.8	1.9	5.8	△ 6.1	△ 3.0	24.3
28歳	0.6	△ 4.5	1.9	2.8	△ 5.2	△ 0.5	15.9
29歳	0.1	△ 4.7	1.7	2.9	△ 4.3	△ 1.7	17.5
30歳	△ 0.1	△ 4.5	1.2	1.6	△ 3.2	△ 2.6	14.7
31歳	△ 0.4	△ 4.2	1.2	1.3	△ 2.2	△ 0.7	7.1
32歳	△ 0.6	△ 3.6	0.8	△ 0.5	△ 0.9	1.9	2.2
33歳	△ 0.6	△ 3.0	0.7	3.4	0.1	1.9	6.3
34歳	△ 0.6	△ 2.4	1.6	△ 0.5	1.2	2.6	5.9
35歳	△ 0.7	△ 1.7	1.5	△ 0.5	0.9	0.5	0.4
36歳	△ 0.8	△ 0.9	0.7	△ 3.9	1.7	0.5	△ 2.7
37歳	△ 0.9	△ 0.3	0.1	0.1	1.1	△ 0.9	4.7
38歳	△ 0.9	0.3	0.1	0.4	1.4	△ 1.9	△ 2.8
39歳	△ 0.9	1.0	△ 0.9	0.2	2.2	0.7	△ 0.7
40歳	△ 0.9	1.5	△ 0.0	△ 1.8	1.3	△ 0.1	△ 4.0
41歳	△ 1.0	1.9	△ 0.5	△ 3.0	2.1	1.9	0.1
42歳	△ 1.1	2.0	△ 0.6	1.8	2.0	3.8	△ 1.6
43歳	△ 1.1	2.2	△ 1.2	1.2	1.6	1.3	4.0
44歳	△ 1.1	2.2	△ 0.3	△ 0.8	1.8	1.3	0.2
45歳	△ 1.2	1.9	△ 0.5	3.5	2.9	△ 1.3	△ 3.3
46歳	△ 1.3	1.6	△ 0.9	3.9	2.0	5.1	△ 6.0
47歳	△ 1.2	1.3	△ 1.1	△ 0.7	1.7	3.6	△ 0.9
48歳	△ 1.3	1.0	△ 1.1	△ 2.6	1.4	6.3	△ 3.5
49歳	△ 1.3	0.5	△ 1.1	△ 1.0	1.3	1.6	△ 0.8
50歳	△ 1.5	0.1	△ 1.1	1.0	0.8	1.8	△ 2.4
51歳	△ 1.4	△ 0.2	△ 1.1	△ 2.0	1.0	1.9	△ 1.1
52歳	△ 1.5	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.1	0.3	3.8	△ 0.3
53歳	△ 1.4	△ 0.9	△ 1.3	△ 2.6	0.4	3.9	△ 3.4
54歳	△ 1.1	△ 1.1	△ 17.5	△ 3.1	1.0	4.2	1.6
55歳	△ 1.7	△ 2.0	△ 5.8	△ 3.6	0.2	5.0	△ 2.0
56歳	△ 1.8	△ 2.2	△ 4.4	0.8	△ 0.7	4.8	△ 8.9
57歳	△ 2.1	△ 2.8	△ 5.2	△ 3.4	△ 0.7	6.0	△ 6.3
58歳	△ 2.4	△ 3.3	△ 6.7	△ 3.1	△ 0.4	5.6	△ 11.6
59歳	△ 2.8	△ 4.1	△ 8.1	△ 4.0	△ 1.5	5.1	△ 8.4
60歳	△ 17.3	△ 17.8	△ 16.1	△ 14.3	△ 1.1	△ 93.7	△ 100.0
61歳	△ 4.3	△ 11.6	△ 64.0	△ 91.3	△ 4.7	12.9	
62歳	△ 9.2	△ 10.3	△ 19.8	△ 13.0	△ 2.7	△ 11.8	
63歳	△ 17.8	△ 10.2	△ 22.2	△ 29.5	△ 5.2	1.4	
64歳	△ 13.6	△ 10.8	△ 45.0	△ 32.7	△ 6.4	△ 10.9	
65歳	△ 22.0	△ 21.5	△ 14.5	△ 14.4	△ 8.2	△ 89.8	
66歳	△ 18.9	△ 16.6	△ 84.7	△ 59.7	△ 28.8	△ 28.9	
67歳	△ 14.1	△ 11.8	△ 18.1	△ 59.2	△ 9.2	△ 29.9	
68歳	△ 13.5	△ 11.2	△ 25.8	△ 24.8	△ 11.4	△ 13.0	
69歳	△ 13.7	△ 10.9	△ 34.4	△ 56.6	△ 15.3	△ 62.1	

注 年齢は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

年齢別1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）のコーホート増減率をみると（図表2-5-2）、各制度とも年齢が低い層で増加が大きくなっている。

厚生年金では、45歳までのコーホートで総じて男性の伸びが女性より大きい、年齢の高い層では逆転している。厚生年金男性の53歳以上では減少しており、特に60歳における14.7%減、61歳における8.5%減が大きな減少となっている。

国共済、地共済、私学共済では61歳における減少が最も大きく、それぞれ7.0%減、20.8%減、8.0%減となっている。また、地共済では45歳以上のコーホートで減少している。

図表2-5-3は、年齢別1人当たり標準賞与額のコーホート増減率である。ここでは、年度末の被保険者について、年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除したものでコーホート増減率を算出している。従って、年度中に新規加入した者については、実際に支給された賞与が対象となるため、通常に比べ賞与の回数や額が少なくなっていることが考えられる。一方で、年度中の脱退者に係る標準賞与額は対象に入らない。

総じて20歳代前半のコーホートで、1人当たり標準賞与額が大きく増加している。特に、厚生年金男性と国共済では20歳と24歳、厚生年金女性では20歳、22歳、24歳、地共済では24歳、私学共済では22歳での増加が他の年齢に比べ大きい、前述のように年度中の新規加入者の標準賞与額は通常より少なくなると推測されることから、被保険者数が増加している年齢の1歳上の年齢のコーホートで増加が大きくなっているものと考えられる。

図表 2-5-2 年齢別1人当たり標準報酬月額のコホート増減率
(平成19年度末→平成20年度末)

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学
	男性	女性			
	%	%	%	%	%
20歳	13.5	5.4	9.9		4.5
21歳	0.9	3.2	6.1	1.2	7.1
22歳	4.8	5.8	10.4	3.0	9.8
23歳	4.4	7.8	6.5	5.5	9.2
24歳	7.3	6.1	8.8	3.1	6.6
25歳	5.2	3.8	5.9	2.5	3.5
26歳	5.3	3.2	5.3	2.9	5.5
27歳	4.6	2.7	5.4	3.6	4.8
28歳	4.2	2.5	5.8	3.5	5.0
29歳	3.9	2.2	4.9	3.6	5.0
30歳	3.7	1.8	5.0	2.9	5.0
31歳	3.5	1.7	5.0	3.5	5.1
32歳	3.2	1.5	4.6	3.4	4.5
33歳	3.0	1.4	4.3	3.2	4.5
34歳	2.7	1.2	4.2	2.6	4.0
35歳	2.5	1.2	3.9	2.0	3.8
36歳	2.3	1.0	4.2	2.5	3.6
37歳	2.2	1.0	4.5	2.5	2.9
38歳	2.0	0.9	4.0	1.6	2.6
39歳	1.8	0.8	2.9	2.2	2.3
40歳	1.6	0.7	1.2	1.6	2.3
41歳	1.5	0.7	2.3	1.0	1.9
42歳	1.3	0.7	2.7	1.1	1.5
43歳	1.2	0.8	3.2	0.6	1.5
44歳	1.0	0.7	2.2	0.4	1.7
45歳	1.0	0.8	1.7	△ 0.4	1.2
46歳	0.9	0.9	1.5	△ 0.3	1.1
47歳	0.7	0.9	1.4	△ 0.1	0.9
48歳	0.6	0.8	1.0	△ 0.7	0.9
49歳	0.5	0.9	0.8	△ 0.6	0.9
50歳	0.4	0.8	0.7	△ 0.7	0.9
51歳	0.0	0.6	0.6	△ 0.4	0.6
52歳	0.2	0.7	0.5	△ 0.7	0.6
53歳	△ 0.0	0.6	0.9	△ 1.0	0.3
54歳	△ 0.4	0.6	1.1	△ 0.5	0.3
55歳	△ 0.7	0.4	△ 0.0	△ 0.9	0.1
56歳	△ 1.1	0.2	0.2	△ 0.7	0.2
57歳	△ 0.8	0.4	0.1	△ 0.9	0.3
58歳	△ 1.0	0.4	△ 0.1	△ 0.6	0.3
59歳	△ 0.9	0.4	△ 0.1	△ 0.7	0.1
60歳	△ 14.7	△ 3.8	△ 1.1	△ 1.6	△ 0.8
61歳	△ 8.5	△ 3.8	△ 7.0	△ 20.8	△ 8.0
62歳	△ 1.6	△ 0.3	1.2	△ 2.5	△ 0.4
63歳	△ 1.8	0.1	1.3	4.4	△ 0.2
64歳	△ 2.0	0.1	2.3	7.7	△ 0.6
65歳	△ 2.8	0.5	0.5	0.9	△ 0.3
66歳	△ 3.2	△ 0.5	△ 2.7	△ 1.3	△ 5.9
67歳	△ 1.8	0.1	△ 0.4	2.5	△ 0.5
68歳	△ 1.6	0.1	△ 1.1	△ 2.9	0.3
69歳	△ 1.2	0.4	△ 0.4	△ 1.5	△ 0.5

注 年齢は、各コホートの平成20年度末における年齢である。

図表 2-5-3 年齢別 1人当たり標準賞与額のコーホート増減率
(平成19年度→平成20年度)

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学
	男性	女性			
	%	%	%	%	%
20歳	56.8	36.4	55.5		18.1
21歳	△ 4.4	4.8	6.5	2.2	14.9
22歳	12.6	27.1	7.0	△ 8.9	41.9
23歳	13.0	16.3	2.2	△ 8.4	8.8
24歳	32.1	26.8	12.1	11.3	14.1
25歳	13.3	5.8	6.0	2.5	△ 1.9
26歳	11.7	2.8	5.6	6.2	2.5
27歳	8.3	2.5	5.7	4.6	3.5
28歳	6.0	1.4	4.3	5.9	3.9
29歳	5.3	1.1	3.6	5.0	4.1
30歳	4.5	0.5	3.9	3.6	3.7
31歳	3.9	0.6	4.9	3.7	4.7
32歳	3.5	0.6	4.2	2.7	4.3
33歳	3.0	0.3	7.5	0.9	3.7
34歳	2.2	0.1	6.5	1.0	2.8
35歳	1.8	0.2	6.0	△ 1.0	2.8
36歳	1.5	△ 0.2	6.3	1.3	2.7
37歳	1.3	0.1	6.5	0.4	1.9
38歳	1.0	△ 0.5	5.9	△ 0.2	1.3
39歳	0.6	△ 0.6	5.5	1.6	1.0
40歳	0.4	△ 0.8	4.2	0.4	0.7
41歳	0.2	△ 1.0	4.9	0.5	0.2
42歳	△ 0.0	△ 1.0	4.0	△ 0.1	0.5
43歳	△ 0.6	△ 1.0	3.0	△ 0.3	0.4
44歳	△ 0.6	△ 1.1	2.5	△ 0.5	0.1
45歳	△ 0.5	△ 1.0	2.0	△ 1.3	△ 0.7
46歳	△ 0.7	△ 1.0	2.0	△ 0.9	△ 0.4
47歳	△ 0.9	△ 0.8	1.7	0.6	△ 0.5
48歳	△ 1.2	△ 1.0	1.5	0.5	△ 1.0
49歳	△ 1.4	△ 0.9	1.5	△ 0.5	△ 0.4
50歳	△ 1.5	△ 1.1	1.3	△ 1.0	△ 0.5
51歳	△ 2.1	△ 1.5	2.6	0.9	△ 0.8
52歳	△ 2.0	△ 1.6	2.8	0.3	△ 0.6
53歳	△ 2.1	△ 1.7	0.9	△ 0.4	△ 1.3
54歳	△ 2.7	△ 2.0	0.4	△ 0.0	△ 0.9
55歳	△ 3.9	△ 2.6	0.0	△ 0.9	△ 0.6
56歳	△ 4.5	△ 3.4	0.8	△ 0.1	△ 0.8
57歳	△ 3.3	△ 2.6	0.7	△ 2.1	△ 0.7
58歳	△ 3.9	△ 2.9	0.7	△ 2.7	△ 1.1
59歳	△ 3.5	△ 3.1	0.1	△ 2.1	△ 1.0
60歳	△ 43.6	△ 25.7	△ 0.7	△ 2.6	△ 2.1
61歳	△ 17.7	△ 21.1	△ 14.5	△ 12.2	△ 13.6
62歳	△ 6.4	△ 5.7	1.8	50.0	△ 0.3
63歳	△ 10.2	△ 6.3	2.1	61.8	△ 1.7
64歳	△ 9.6	△ 5.4	1.6	57.9	△ 2.6
65歳	△ 15.3	△ 10.2	0.2	34.6	△ 1.7
66歳	△ 22.0	△ 13.7	△ 12.3	3.9	△ 14.5
67歳	△ 12.0	△ 5.3	△ 1.8	60.9	△ 0.7
68歳	△ 12.0	△ 5.2	△ 6.7	10.9	△ 1.8
69歳	△ 9.9	△ 4.1	△ 6.5	△ 5.9	△ 5.5

注1 年齢は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

注2 1人当たり標準賞与額は、年度末の被保険者について、年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除したものである。

図表 2-5-4 は、年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額についてみたものである。

ここでは、

（1人当たり標準報酬月額×12＋1人当たり標準賞与額）×年度末被保険者数で算出した標準報酬総額（推計値）を用いて、コーホート増減額を算出している。

被用者年金制度計の標準報酬総額は、平成19年度から20年度にかけて全体で1.2兆円減少しているが、45歳以上の各年齢階級別コーホートで減少する一方、44歳以下では増加しており、標準報酬総額が年齢の高い世代から低い世代へ移転している状況がうかがわれる。制度別にみると、厚生年金の男性と地共済は、被用者年金制度計と同様の傾向である。国共済と私学共済も、全体として標準報酬総額が増加しているものの、年齢の高い世代から低い世代への移転の状況は同じである。一方、厚生年金の女性では、25～34歳及び55歳以上のコーホートで減少する一方、他のコーホートで増加している。

図表 2-5-4 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額
（平成19年度→平成20年度）

年齢階級 （平成20年度末）		厚生年金 男性	厚生年金 女性	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
標準報酬総額	～24歳	12,493	10,051	781	1,476	523	25,323
	25～34歳	10,780	△ 1,537	824	1,823	109	11,998
	35～44歳	1,985	1,298	726	271	220	4,500
	45～54歳	△ 3,773	723	△ 298	△ 871	114	△ 4,106
	55～64歳	△ 24,667	△ 4,833	△ 1,810	△ 8,830	△ 222	△ 40,362
	65歳～	△ 7,097	△ 1,732	△ 119	△ 123	△ 371	△ 9,441
	計	△ 10,281	3,970	104	△ 6,254	372	△ 12,089
標準報酬月額	～24歳	10,403	8,506	591	1,186	411	21,097
	25～34歳	8,630	△ 1,227	628	1,404	99	9,535
	35～44歳	2,235	1,278	480	329	181	4,502
	45～54歳	△ 2,212	813	△ 248	△ 704	104	△ 2,247
	55～64歳	△ 18,983	△ 3,857	△ 1,330	△ 6,788	△ 146	△ 31,105
	65歳～	△ 6,365	△ 1,585	△ 85	△ 104	△ 274	△ 8,413
	計	△ 6,292	3,928	35	△ 4,677	374	△ 6,631
標準賞与総額	～24歳	2,090	1,545	190	290	112	4,226
	25～34歳	2,149	△ 310	196	419	10	2,464
	35～44歳	△ 250	20	246	△ 58	39	△ 3
	45～54歳	△ 1,562	△ 90	△ 50	△ 167	10	△ 1,859
	55～64歳	△ 5,685	△ 976	△ 479	△ 2,041	△ 76	△ 9,257
	65歳～	△ 732	△ 146	△ 34	△ 19	△ 97	△ 1,028
	計	△ 3,989	42	69	△ 1,577	△ 3	△ 5,458

注1 年齢階級は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

注2 「（1人当たり標準報酬月額×12＋1人当たり標準賞与額）×年度末被保険者数」で算出した標準報酬総額（推計値）を用いて算出している。

標準報酬総額のコーホート増減額を標準報酬月額総額分と標準賞与総額分に分けてみると（図表 2-5-4）、被用者年金制度計では標準報酬月額総額分の減少と標準賞与総額分の減少がほぼ同程度である。標準報酬月額総額では 45 歳以上のコーホートから 44 歳以下のコーホートへ、標準賞与総額では 35 歳以上のコーホートから 34 歳以下のコーホートへ報酬が移転している状況となっている。

次に、年齢階級別標準報酬総額のコーホート増減額の要因分析をしたものが、図表 2-5-5 である。

ここでは、標準報酬総額のコーホート増減額を以下の方法で 3 つの要因に分解している。

- ・標準報酬総額＝1人当たり標準報酬額×年度末被保険者数　として計算。
 （※1人当たり標準報酬額＝1人当たり標準報酬月額×12＋1人当たり標準賞与額）
- ・平成 19 年度の各年齢階級別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを 20 年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を平成 19 年度における 1 歳上の年齢の値に置き換えて計算し、差額を「賃金の定昇分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を平成 19 年度と同一年齢の 20 年度の値に置き換えて計算し、差額を「賃金のベア分」とする。

厚生年金男性では、全体では人数の変化分と賃金のベア分が減少し、賃金の定昇分が増加しているが、年齢階級別コーホートでみると、年齢の低いコーホートで 3 つの要因すべてが増加する一方で、55 歳以上のコーホートではすべてが減少しており、年齢階級別コーホートにより状況が異なっている。特に、35～44 歳における賃金のベア分の減少が目立っている。

国共済では、人数の変化分による減少と賃金の定昇分による増加がほぼ同程度となっている。地共済では、人数の変化分による減少が大きいことに加え、賃金のベア分が減少している。

厚生年金の女性と私学共済で、出産・育児等での離職が多いと考えられる 25～34 歳のコーホートで人数の変化分が減少しており、特徴的である。

図表 2-5-5 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析
（平成19年度→平成20年度）

年齢階級 (平成20年度末)		厚生年金 男性	厚生年金 女性	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
総 増 減 額	～24歳	12,493	10,051	781	1,476	523	25,323
	25～34歳	10,780	△ 1,537	824	1,823	109	11,998
	35～44歳	1,985	1,298	726	271	220	4,500
	45～54歳	△ 3,773	723	△ 298	△ 871	114	△ 4,106
	55～64歳	△ 24,667	△ 4,833	△ 1,810	△ 8,830	△ 222	△ 40,362
	65歳～	△ 7,097	△ 1,732	△ 119	△ 123	△ 371	△ 9,441
	計	△ 10,281	3,970	104	△ 6,254	372	△ 12,089
人 数 の 変 化 分	～24歳	9,379	7,488	531	1,399	387	19,184
	25～34歳	1,711	△ 3,887	217	907	△ 118	△ 1,170
	35～44歳	△ 3,189	665	△ 26	△ 336	94	△ 2,791
	45～54歳	△ 3,929	339	△ 559	△ 533	87	△ 4,595
	55～64歳	△ 14,406	△ 4,036	△ 1,775	△ 8,233	△ 129	△ 28,579
	65歳～	△ 6,407	△ 1,704	△ 118	△ 136	△ 343	△ 8,708
	計	△ 16,841	△ 1,135	△ 1,729	△ 6,932	△ 22	△ 26,659
賃 金 の 定 昇 分	～24歳	2,574	2,236	189	161	131	5,290
	25～34歳	8,855	1,706	512	1,119	214	12,405
	35～44歳	8,085	195	699	1,565	185	10,729
	45～54歳	△ 599	△ 417	282	989	94	349
	55～64歳	△ 9,496	△ 851	20	△ 272	△ 48	△ 10,647
	65歳～	△ 496	△ 0	1	△ 0	△ 24	△ 520
	計	8,923	2,868	1,704	3,561	551	17,606
賃 金 の ベ ア 分	～24歳	540	327	60	△ 84	5	849
	25～34歳	214	644	95	△ 203	13	764
	35～44歳	△ 2,911	438	52	△ 958	△ 59	△ 3,438
	45～54歳	755	801	△ 22	△ 1,327	△ 67	140
	55～64歳	△ 766	54	△ 55	△ 324	△ 45	△ 1,136
	65歳～	△ 194	△ 27	△ 2	13	△ 4	△ 214
	計	△ 2,363	2,237	129	△ 2,882	△ 157	△ 3,036

注1 年齢階級は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

注2 「(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数」
で算出した標準報酬総額(推計値)を用いて算出している。

注3 平成19年度と20年度の同一年齢どうしでみた増加分を賃金のベア分として計上
している。

(2) 老齢・退年相当の受給権者のコーホート分析

老齢・退年相当の受給権者について、年齢別コーホートごとの受給権者数及び平均年金月額の変動をみる。

年齢別受給権者数（老齢・退年相当）のコーホート増減率をみると（図表2-5-6）、被用者年金では61歳で大きく増加している。被用者年金の支給開始年齢は60歳であるため、ここでの増加は少し遅れて裁定された者による増加と考えられる。国民年金では、繰上げをする者から順次裁定されて受給権者になっていく状況がうかがわれ、支給開始年齢である65歳のところで著しい増加となっている。

図表2-5-6 年齢別受給権者数（老齢・退年相当）のコーホート増減率
（平成19年度末→平成20年度末）

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
61歳	36.3	35.2	60.2	40.7	34.8	63.7	54.0
62歳	3.6	3.3	0.8	△ 0.8	2.4	12.8	16.4
63歳	4.2	1.9	0.4	△ 0.9	2.1	7.7	18.6
64歳	1.6	1.8	0.2	△ 1.0	1.3	4.0	9.9
65歳	△ 1.9	2.9	△ 0.2	△ 0.7	△ 10.1	796.2	534.7
66歳	4.7	5.7	△ 0.5	△ 0.0	9.5	9.6	11.6
67歳	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	0.5
68歳	△ 1.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	0.2
69歳	△ 1.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.9	△ 0.1
70歳	△ 0.5	1.2	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.7	0.1
71歳	△ 1.4	△ 0.2	△ 1.3	△ 0.8	0.4	△ 1.3	△ 0.4
72歳	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.5	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.8	△ 0.6
73歳	△ 2.1	△ 0.8	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	△ 2.1	△ 0.8
74歳	△ 2.4	△ 1.0	△ 1.9	△ 1.3	△ 1.2	△ 2.3	△ 0.9
75歳	△ 2.7	△ 1.2	△ 2.3	△ 1.6	△ 1.6	△ 2.7	△ 1.1
76歳	△ 3.1	△ 1.2	△ 2.4	△ 1.8	△ 1.8	△ 3.0	△ 1.2
77歳	△ 3.4	△ 1.4	△ 2.7	△ 2.1	△ 2.0	△ 3.4	△ 1.4
78歳	△ 4.0	△ 1.7	△ 3.2	△ 2.3	△ 2.8	△ 3.9	△ 1.6
79歳	△ 4.4	△ 2.0	△ 3.5	△ 2.9	△ 3.2	△ 4.3	△ 1.9
80歳	△ 5.1	△ 2.3	△ 4.2	△ 3.3	△ 3.3	△ 5.0	△ 2.2
81歳	△ 5.5	△ 2.6	△ 4.6	△ 3.9	△ 4.1	△ 5.5	△ 2.5
82歳	△ 6.3	△ 3.0	△ 5.3	△ 4.6	△ 4.9	△ 6.2	△ 2.9
83歳	△ 7.1	△ 3.4	△ 6.1	△ 5.2	△ 4.8	△ 7.2	△ 3.4
84歳	△ 7.9	△ 3.9	△ 6.7	△ 5.7	△ 5.0	△ 7.9	△ 4.0
85歳	△ 8.6	△ 4.6	△ 7.4	△ 6.5	△ 5.9	△ 8.7	△ 4.7
86歳	△ 9.5	△ 5.1	△ 8.5	△ 7.3	△ 7.3	△ 9.7	△ 5.3
87歳	△ 10.7	△ 5.7	△ 9.7	△ 8.1	△ 6.5	△ 10.7	△ 6.1
88歳	△ 11.6	△ 6.6	△ 9.9	△ 8.9	△ 7.3	△ 11.8	△ 7.1
89歳	△ 13.0	△ 7.5	△ 11.6	△ 10.1	△ 8.7	△ 12.4	△ 8.1

注 年齢は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

図表 2-5-7 は、年齢別平均年金月額（老齢・退年相当）のコーホート増減率である。この図表では、厚生年金は平均年金月額に基礎年金分を含んでいるが、国共済、地共済、私学共済は基礎年金分を含んでいないため、留意が必要である。

厚生年金男性、国共済、地共済、私学共済では、平成 20 年度末で 63 歳の者の定額部分の支給開始年齢が 63 歳であることから、20 年度末で 63 歳になるコーホートの平均年金月額は、新たに定額部分が支給されるようになったことを反映し、それぞれ 64.9%増、57.5%増、40.9%増、47.6%増と大きく増加している。同様に、厚生年金の女性では、20 年度末で 61 歳になるコーホートで、定額部分の支給開始年齢が 61 歳であることを反映して、121.5%増となっている。

また、厚生年金男性、厚生年金女性では、65 歳でそれぞれ 1.9%増、12.5%増となっており、65 歳以上の本来支給で平均年金月額が増えている状況がうかがえる。なお、国共済、地共済、私学共済では、平均年金月額に基礎年金分が含まれていないため、特別支給から本来支給に変わる 65 歳のコーホートで大きく減少している。

国民年金は、60 歳代前半は繰上げを選択した者に限られているため、本来の支給開始年齢に達する 65 歳のコーホートで、平均年金月額が大きく増加している。

図表 2-5-7 年齢別平均年金月額（老齢・退年相当）のコーホート増減率
（平成19年度末→平成20年度末）

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
61歳	1.5	121.5	2.5	9.4	0.1	1.2	5.8
62歳	0.9	0.2	0.1	△ 0.0	0.1	1.3	5.6
63歳	64.9	△ 2.7	57.5	40.9	47.6	4.7	3.9
64歳	△ 0.6	△ 2.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.0	4.6	2.5
65歳	1.9	12.5	△ 28.4	△ 25.9	△ 22.4	92.7	36.4
66歳	△ 1.3	0.2	△ 1.2	△ 4.6	△ 1.0	0.1	0.5
67歳	△ 1.4	0.2	△ 1.9	△ 0.9	△ 0.9	0.1	0.1
68歳	△ 1.3	0.3	△ 1.9	△ 1.0	△ 0.9	0.2	0.1
69歳	△ 1.2	0.2	△ 1.8	△ 0.9	△ 0.6	0.2	0.1
70歳	△ 0.3	1.5	△ 1.5	△ 0.8	1.6	0.7	0.4
71歳	△ 0.5	0.5	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	0.3	0.2
72歳	△ 0.5	0.1	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.8	0.1	0.1
73歳	△ 0.2	0.1	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.6	0.1	0.1
74歳	△ 0.0	0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.5	0.1	0.1
75歳	0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.4	0.1	0.1
76歳	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1	0.1
77歳	0.2	0.1	0.0	0.0	△ 0.3	0.1	0.1
78歳	0.2	0.0	0.0	0.0	△ 0.1	0.1	0.1
79歳	0.2	0.0	△ 0.0	0.1	△ 0.1	0.1	0.1
80歳	0.2	0.0	0.0	0.1	△ 0.3	0.2	0.1
81歳	0.2	△ 0.0	△ 0.0	0.0	0.1	0.2	0.1
82歳	0.2	△ 0.0	△ 0.1	0.0	△ 0.5	0.2	0.1
83歳	0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.2	0.3	0.2
84歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.4	0.2	0.1
85歳	0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.4	0.3	0.2
86歳	0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	0.3	0.2
87歳	0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.5	0.2	0.2
88歳	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.2	0.2
89歳	△ 0.0	0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	0.2	0.2

注1 年齢は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

注2 厚生年金の平均年金月額は基礎年金分を含み、国共済、地共済、私学共済の平均年金月額は基礎年金分を含んでいない。